

「民間企業と連携したワーケーションモニターツアー事業」 業務委託プロポーザル実施要項

1. 目的

この要領は、福島県玉川村（以下「村」という。）が実施する「民間企業と連携したワーケーションモニターツアー事業」業務委託において、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により受託候補者を選定する際の手続きについて、必要な事項を定めるもの。

2. 委託業務概要

「民間企業と連携したワーケーションモニターツアー事業（以下、「本事業」という。）」では、都内又は首都圏に事務所を有しワーケーションに関心を寄せる民間企業と連携し、県外在住者を対象としたワーケーションモニターツアーを実施することで、村への将来的な来村者増加、関係人口創出、ふるさと住民登録制度推進及び継続的な民間企業との連携体制の構築を図ることを目的とする。

本事業では、村内施設を活用したテレワークによる「しごと」と、村の重要施策である農業、地域交流、サイクリングやカヌー等の新産業等を組み合わせた多面的な「体験」を一体的に提供する。これにより、参加者に本村の復興の現状、安全性、暮らしや産業の魅力を実体験として理解してもらうとともに、モニターツアーとしての検証・改善を通じて、受入体制のブラッシュアップを図る。

- （1）委託名 「民間企業と連携したワーケーションモニターツアー事業」
- （2）委託内容 別添「民間企業と連携したワーケーションモニターツアー」業務委託仕様書（案）
のとおり
- （3）委託期間 契約締結の日から 2026 年 11 月 30 日まで
- （4）委託額 2,000 千円以内（消費税及び地方消費税の額を含む。）

3. 参加資格

このプロポーザルに参加が可能な事業者は、次の条件を全て満たしているものとする。

- （1）地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- （2）本提示の日から契約締結日までの間に、村から玉川村指名停止等措置要領に基づく指名停止の処置を受けている期間がないこと。
- （3）会社更生法第 17 条に基づき更正手続開始の申し立てがなされている事業者（同法第 41 条第 1 項に規定する構成手続開始の決定を受けたものを除く。）または民事再生法第 21 条に基づき再生手続開始の申し立てがなされている事業者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けたものを除く。）でないこと。
- （4）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号の規定によるもの）、または暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しないものが経営、運営に関与していないこと。
- （5）国税及び地方税等を滞納している者でないこと。
- （6）過去 5 年間に於いて、地方自治体の発注する下記のいずれの業務を元請けで実施した実績を有すること。

- ア) 地方創生関連の交付金を活用した事業
- イ) 関係人口創出に係る事業
- (7) 本事業の性質上、玉川村の体験型アクティビティ、農業体験事業及び地域資源を熟知し、ツアー企画へ適切に反映できる必要があることから、過去5年間において、玉川村が実施する事業（委託業務、実証実験、協働プロジェクト、委員就任等を含む）への参画、連携または何らかの関与実績を有する者であること。
- (8) その他、村との協議に柔軟かつ真摯に対応できること。

4. 参加申込書等の提出

参加資格を満たし、本プロポーザルに参加する意思のある者は、次の必要書類を提出すること。なお、提出がない場合、本プロポーザルへの参加を認めない。

(1) 提出期限

2026年7月16日（木）17時まで（郵送又は持参）

※郵送による提出：封筒の表に「民間企業と連携したワーケーションモニターツアー事業」業務委託プロポーザル参加申込書在中と朱書きすること。

※持参による提出の受付時間は、月曜日から金曜日（祝除く）の9時～17時。

(2) 提出物（各1部）

- ・参加申込書（様式2）
- ・会社の概要がわかる資料（パンフレット可）（任意様式）
- ・実績調書（様式3）
- ・実績調書に記載した業務の内容や遂行状況が確認できる資料（任意様式）

※過去5年程度の中で、地方創生関連の交付金を活用した事業や関係人口創出に係る事業の実績など報告すべきと判断する内容を記載したもの。

5. 質問等の受付

本実施要項及び仕様書等の内容について不明な点が生じた場合は、下記へ質問すること。

(1) 受付期限

2026年7月23日（木）17時まで

(2) 提出方法

質問書（様式1）により、電子メールでのみ受け付ける。

E mail : kikaku@vill.tamakawa.fukushima.jp

※件名を以下のとおりとすること。

【質問書】「民間企業と連携したワーケーションモニターツアー事業」業務委託プロポーザル

(3) 質問の回答方法

個別に回答する。ただし、必要に応じて質問内容と回答内容をホームページで公開する。

6. 企画提案書等の提出

参加申込書等提出後、企画提案書等を提出すること。

(1) 提出期限

2026 年 7 月 31 日（金）17 時まで（郵送又は持参）

※郵送による提出：封筒の表に「民間企業と連携したワーケーションモニターツアー事業」業務委託プロポーザル参加申込書在中と朱書きすること。

※持参による提出の受付時間は、月曜日から金曜日（祝除く）の 9 時～17 時。

(2) 提出書類

様式は任意とする。但し、日本産業規格（JIS）A 4 版又は A 3 版（折り込み）とする。

① 企画提案書：原本 1 部、写し 6 部

仕様書に記載する業務内容に関する提案を網羅し、各業務を着実かつ円滑に遂行できるよう具体的な提案を記載すること。併せて、次の（ア）から（エ）について、提案に記載すること。

（ア）上記 1 の目的を踏まえた業務の取り組み方針

（イ）業務の進め方

（ウ）実施体制（管理担当者、主担当者を明記する）

（エ）業務スケジュール

② 見積書（事業経費積算書含む）：原本 1 部、写し 6 部

見積額において、消費税及び地方消費税の額を明記すること。

7. 提出方法及び提出先

(1) 提出方法

郵送（期限内必着）または持参

(2) 提出先

〒963-6392

福島県石川郡玉川村大字小高字中畷 9 玉川村役場企画政策課 宛

※参加申込後に提案を辞退する場合は、辞退届（様式 4）を提出すること。

8. 審査の実施（書面審査）

提出された企画提案書の審査を実施する。

(1) 審査期間

2026 年 8 月 3 日（月）から 7 日（金）まで

(2) 審査方法

提案された企画提案書等の内容を審査基準により審査し、提案及び質疑応答の内容を総合的に判断し、契約候補者を選定する。

(3) 評価視点

別紙「採点基準表」を参照のこと。

(4) 選考結果の通知・公表

2026 年 8 月 10 日（月）以降

審査の結果については、審査対象事業者すべてに文書にて通知する。なお、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

(5) その他

- ・企画提案書提出後の追加資料の提出は認めない。
- ・審査にあたり、提案内容に不明な点等があった場合には、電子メール等で質疑応答を行うことがある。
- ・審査結果は村ホームページにより公表する。

9. 契約締結

- (1) 審査により決定した契約相手方候補と、詳細な業務の内容及び契約条件について協議・合意したのちに契約を締結する。
- (2) 契約金額は協議結果に基づき仕様書の変更を検討し、これに基づき改めて見積書を徴取して決定する。なお、契約金額は予算上限金額を超えないものとする。

10. 本事業の日程

内 容	日 程
募集開始	2026 年 7 月 6 日 (月)
参加申込書等の提出〆切	2026 年 7 月 16 日 (木)
質問の受付〆切	2026 年 7 月 23 日 (木)
企画提案書等の提出〆切	2026 年 7 月 31 日 (金)
審査	2026 年 8 月 3 日 (月) ～ 7 日 (金)
選考結果の通知・公表	2026 年 8 月 10 日 (月) 以降

11. 担当部署・問い合わせ先

本プロポーザルに関する質問、提出書類等の受付は下記のとおりとする。

担 当：玉川村役場企画政策課

所在地：〒963-6392 福島県石川郡玉川村大字小高字中畷9番地

電 話：0247-57-4628 (直通)

F A X：0247-57-3952

E-Mail：kikaku@vill.tamakawa.fukushima.jp

(別紙) 採点基準表

- ・各審査評価項目に対し、評価ごとの点数の目安は「極めて良好 5 点、良好 4 点、普通 3 点、やや不十分 1 点、不十分 0 点」とする。

審査評価項目		配点	評価のポイント
業務の理解度	事業の目的・主旨の理解度	5	全体の目的、主旨を理解した提案がされているか。
	仕様書の網羅性	5	本業務の目的を理解した上で、仕様書に記載する業務内容を網羅しているか。
応募者の実施体制	類似業務の実績、専門知識	5	過去 5 年程度の中で、地方創生関連の交付金を活用した事業や関係人口創出に係る事業の遂行実績があるか。
	業務実施体制	5	本業務を適切かつ確実に執行できる組織体制、経営基盤、人材があり、村内関係者や民間企業との調整・ネットワークを円滑に行える体制か。
企画提案書の内容	集客・プロモーションの手法	10	SNS 広告等の有効な手法を活用し、ターゲット層（民間企業・県外在住者）から目標受入数を確実に確保できる具体的かつ効果的な集客手法か。
	ツアーの安全管理・サポート体制	5	ツアー催行にあたり、現地アテンドや進行管理が円滑に行える人員配置となっているか。
		5	アクティビティ（サイクリング・カヌー等）の安全管理や保険加入等、危機管理体制が万全であるか。
	モニターツアーのプラン設計	10	村内施設を想定し、しごと環境と多様な体験を組み合わせた、1 泊 2 日以上の実効性の高い行程が企画されているか。
	宿泊手配・交通費精算事務の確実性	10	受託者による村内宿泊施設の一括手配・円滑な支払計画に加え、参加者が各自手配する交通費の一部補填にかかる受付・領収書回収・支給等の精算事務が、確実かつ適正に行われる計画となっているか。また、村内における移動手段（レンタカーや送迎等）が現実的かつ安全に確保される計画か。
	参加者による情報発信の促進	10	参加者自身による SNS 発信や、参加企業の社内共有ツール（社内報、Slack、Teams 等）を通じた波及効果の高い情報発信を自発的に促すための具体的な仕組みや工夫が提案されているか。
	受託者の発信・効果検証	10	受託者自身の効果的な SNS 発信計画に加え、ツアー終了後のアンケート・ヒアリングを通じて、受入体制の課題抽出や今後の企業連携に向けた質の高い報告・提言を行える手法となっているか。
スケジュール	業務計画の的確性	10	体験コンテンツの適切なシーズンを考慮した具体的かつ実現可能なスケジュールが示され、履行期間内に確実に遂行できる計画か。
見積価格	見積額の妥当性	10	予算上限の範囲内であり、各業務の積算根拠が提案内容と合致し、合理的かつ妥当であるか。